

議案第29号 和解案の受諾について

1 事件名 徳島地方裁判所令和元年（ワ）第276号土地引渡請求事件

2 当事者 原告 A

被告 小松島市

3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、令和5年3月末日までに、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地1」という。）と同目録記載2の土地（以下「本件土地2」という。）との境界に接する本件土地2の土地上（別紙図面記載の赤線上）に、別紙標準断面図記載のとおりコンクリート擁壁を設置する道路工事（以下「本件工事」という。）を実施することを約束し、原告は、本件工事につき協力する。
- (2) 被告は、原告に対し、本件工事に係る費用を負担することを約束する。
- (3) 原告は、被告に対し、原告と被告との間で締結された本件土地1に関する賃貸借契約（賃貸借期間平成10年4月1日から平成11年2月28日まで、賃料2万8000円。以下「本件賃貸借契約」という。）に記載の坂野北部地区和田津開排水路整備工事（以下「別件工事」という。）に関し、別件工事によって整備した排水路の移設、別件工事による排水路拡幅に伴い排水路となった土地についての原状回復、損害賠償及び損失補償並びに別紙物件目録記載3及び同4の各土地に関わる公図の修正のいずれも求めないことを約束する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告の間には、別紙物件目録記載1ないし4の各土地に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

物件目録

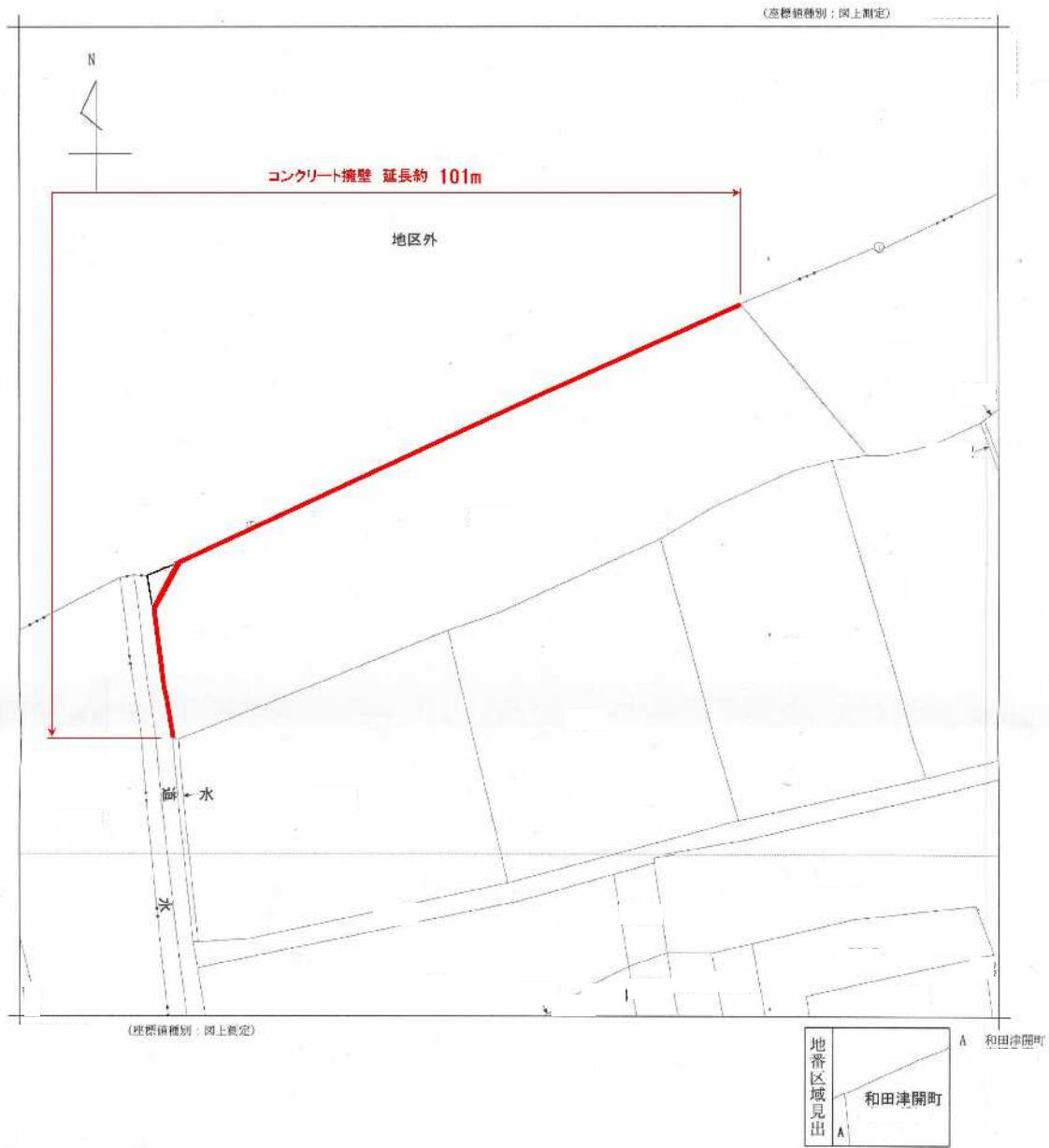
1. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 田
地積 1 9 8 7 m²
所有者 A

2. 小松島市和田津開町 番 地先道路 (法定外公共物)

3. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 公衆用道路
地積 1 1 6 6 m²
所有者 坂野町北部土地改良区

4. 所在 小松島市和田津開町
地番 番
地目 田
地積 3. 3 0 m²
所有者 小松島市

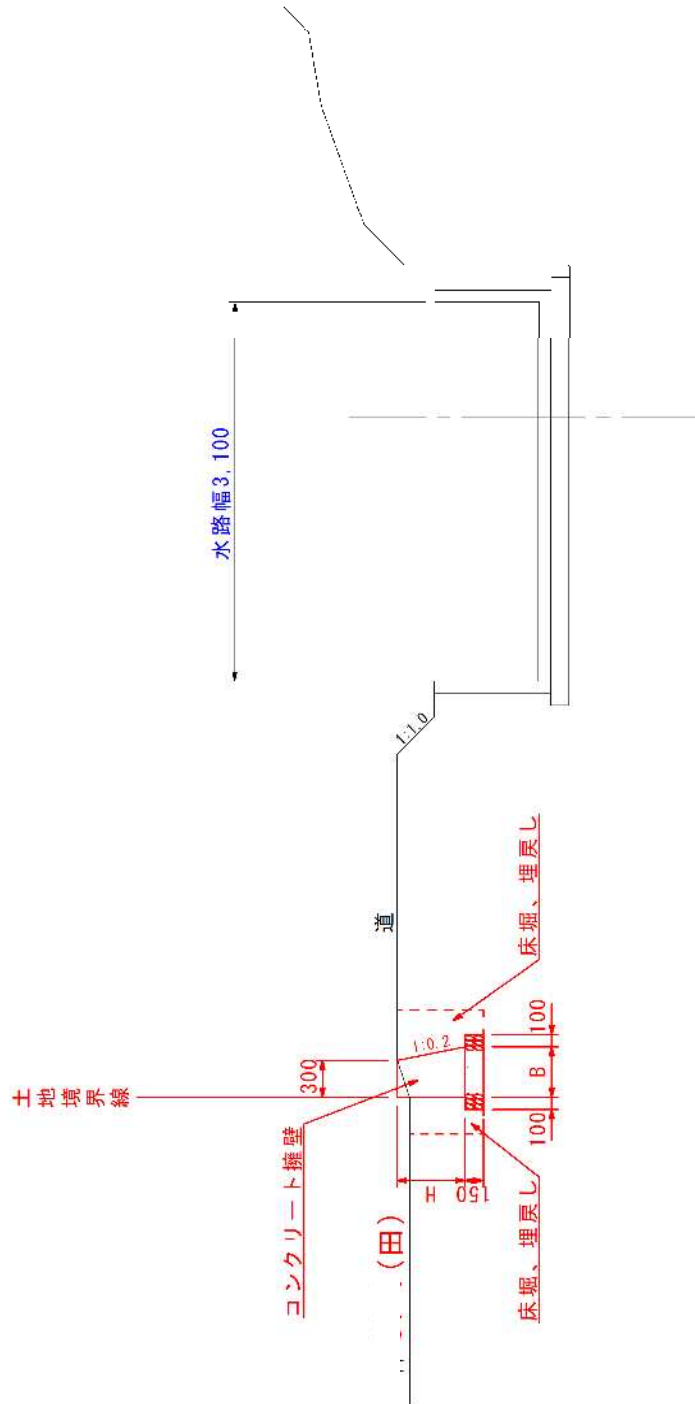
(別紙) 図面



請求部	所在	小松島市和田津開町				地番番			
出縮力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

(出典) 不動産登記法第14条第1項

標準断面図
Sc = 1 : 50



事件の概要（参考）

1 平成10年度に本市が「坂野北部地区和田津開排水路整備工事」を実施した際、工事車両の通行路等が必要であったことから、隣接地である土地を借り受けるため、原告との間で土地賃貸借契約（平成10年4月1日から平成11年2月28日まで）を締結し、当該土地に盛土をしたうえで仮設道路を設け、本件工事の整備を行った。

土地賃貸借契約の条項では、最終的に原状回復を行うとしていたが、本件工事完了後、原告を含む土地の賃貸人を取りまとめていた地域代表者を通じて、軽四トラックが通行できる程度に盛土を残すよう依頼があったため、本市はこれに応じて、平成11年2月28日までに、本件土地に係る盛土の一部を撤去した。

2 平成15年度に原告から盛土の撤去要請があったため、地域代表者との協議の上、撤去要請に応え原状に回復した。

3 令和元年7月25日、原告は、現在も土地賃貸借契約の条項の規定に基づいた原状回復がなされていないとの認識の下、本市を被告として、土地の引き渡しを求め提訴した。

4 令和2年10月22日付けで徳島地方裁判所より、原告・本市の双方がこれまで裁判所に提出してきた証拠資料や弁論等に基づき、和解案が提示された。

主な内容としては、本市は原告所有の土地との境界に接する土地に、コンクリート擁壁を設置する道路工事を行うこと。原告は「坂野北部地区和田津開排水路整備工事」による排水路拡幅に伴い排水路となった土地についての原状回復、損害賠償及び損失補償等をいずれも求めないことを約束する、というものである。

- 5 同年12月15日、本市が擁壁工事を実施するためには、土地の境界を定めることが必要であったため、原告・本市及び土地家屋調査士での立会を行い、その後数回の協議を経て、原告と本市における土地の境界を確定させた。

- 6 令和3年1月、原告死亡。

- 7 同年4月15日、上記訴訟手続を受継した相続人である原告の妻が出廷。故人の遺志を継ぎ、和解案のとおり、擁壁の設置を求めた。
本市としては、上記のとおり原告と本市における境界は確定したものの、原告と原告の隣接地である土地所有者との境界が定まらなければ、当該擁壁工事の基点を定めることができず、工事に着手することは困難との見解を述べた。

- 8 同年5月20日、原告の相続人及び本市、原告の隣接地である土地所有者、土地家屋調査士の四者にて立会を行い、民有地間の境界を確定させた。

- 9 同年10月28日の訴訟期日において、本市が、和解案に示された工事の完了期日等の修正を求めた上申書の説明を行い、原告側の理解を得ることができた。

- 10 同年11月15日付けで徳島地方裁判所より修正された和解案が提示された。